

訳文

J・マーク・ラムザイヤー意見書

ハーバード法科大学院 三菱日本法学教授

2021 年 10 月 27 日

1. 私の経歴

私は J・マーク・ラムザイヤーです。私はハーバード法科大学院で日本法とアメリカの会社法を教えています。私は三菱日本法学教授の称号を得ています。

私は 1998 年からハーバード法科大学院で教鞭をとっています。ハーバードに来る前は 1992 年から 1998 年までシカゴ大学法科大学院で、1986 年から 1992 年までカリフォルニア大学ロサンゼルス校(UCLA)で教鞭をとっていました。1982 年から 1983 年まではスティーブン・ブライヤー判事(当時は第一巡回区控訴裁判所の所属でした)の下で書記官を務め、1983 年から 1985 年までシカゴでシドリー・オースティン法律事務所で弁護士として委員無視、1985 年から 1986 年までフルブライト奨学金研究員として東京大学に留学しました。

私はさらに東京大学、早稲田大学、東北大学、一橋大学で日本語での授業(共同授業)を持ちました。

私は日本語と英語の多数の論文や書籍を書きました。私が著者(あるいは共著者、編者、共編者)となった書籍は 23 あります。私が著者(あるいは共著者)となった論文、書籍の章、批評は 245 あります。

日本語で書かれた私の本は、1990 年に弘文堂から出版された『法と経済学—日本法の経済分析(Law & Economics: The Economic Analysis of Japanese Law)』です。この本は 1990 年にサントリー文化財団学芸賞を受賞しました。フランス・ローゼンブルース教授(イエール大学)と共著した『The Politics of

Oligarchy(「日本政治と合理的選択」と翻訳され出版されました)』は 1997 年にアメリカ政治学会から、比較政治学における最優秀書籍賞であるルエバート賞を受賞しました。私が共著者となった『Japanese Law: An Economic Approach(日本法—経済学的アプローチ)』(1998 年、シカゴ大学出版)は、1999 年にアメリカ出版協会から法律分野のプロフェッショナル／学術出版賞を受賞しました。私が共著者となった『The Fable of the Keiretsu(“系列”の寓話)』(2006 年、シカゴ大学出版)は 2007 年に環太平洋学術研究の大平正芳記念賞を受賞しました。

私は 1979 年から 1982 年までハーバード法科大学院に在籍しました。私は優秀な成績で卒業し、ハーバード・ロー・レビューの編集委員を務めました。

私は 1954 年から 1972 年までの生活のほとんどを宮崎県のような街で暮らしました。私は宮崎県の幼稚園に通い、宮崎県内の公立小学校に 6 年生まで通いました。

2018 年には、旭日中綬章を授与されました。

2. この現象について私の興味

私の学者としての経歴のほとんどの間、「同和問題」の研究を望んでいました。この現象について解放同盟による説明は、私を納得させるものではありません。対立団体である日本共産党による別の説明もまた、私を納得させるものではありません。両者の説明は、社会経済関係について非常に極端な(大抵はずさんなマルクス主義による)仮定に基づいているように見えます。私は伝統的な部落がどこにあるのか知らなければ、これらの説明に反論することができません。伝統的な部落がどこにあるかという知識のないまま、本格的な学術研究を行うことはできないのです。

なぜなら、同和差別は伝統的な場所をベースとしたものと言われており、プロフェッショナルレベルの研究は単純にその伝統的な場所の知識がなければできないからです。解放同盟と対立団体の共産党は伝統的な部落の場所を知っているようなのです。その結果、両者と連携する(あるいは少なくとも両者に気に入られている)学者が問題を研究できるようです。しかし、解放同盟と共産党の両者はどちらも強いイデオロギーと、政治的な偏向があります。我々のうちほとんどの主流の学者はこのような偏向を有していません。これらの偏向を支持(あるいは少なくとも「目を閉ざすこと」を)しなければ、これらのグループは伝統的な部落の場所を教えることを好みません。そして、これらの伝統的な場所についての情報がなければ、本格的な研究はできません。

その結果が、これらの大変重要な社会現象についての学問の現状です。すなわち、現代の部落研究の大部分が解放同盟か共産党と公式か非公式に連携した学者によって公表されています。主流の学者は単純にこの現象の研究ができないのです。要点を再確認すると、主流の学者は伝統的な部落の場所の情報を得ることが出来ず、公表された研究の圧倒的多数が解放同盟と共産党の(イデオロギー的にも政治的にも大変強い)偏向に追従しています。

3. 1936 年全国部落調査の研究が何を可能にするか

2015 年末頃から 2016 年初頭にかけて、私は偶然にも中央融和事業協会により実施された 1936 年全国部落調査を発見しました。私はインターネットで、ランダムにグーグル検索していてこれを見つけました。この時、私は示現堂や宮部龍彦氏のことは聞いたことがありませんでした。私はその頃、同和現象についての教えようとしていて、単純にインターネット上で利用できそうな情報を探していました。

しかしながら、私はすぐにこの調査が、まさしく私が 30 年近くかけて探してきたものであることに気が付きました。私は解放同盟と共産党による(極端に左翼的な)説明に対して完全に不満を持っていました。私はこの現象を、彼らの偏向を共有しているかのように見られることなく研究したかったのです。しかし、解放同盟や共産党と接触せずに、伝統的な部落の場所を知る方法を私は知りませんでした。そして、伝統的な場所を知らずに、本格的な研究をできずにいました。

1936 年全国部落調査を発見すると、私はすぐに自分のコンピューターにダウンロードしました。そして、1936 年当時の住所を現代の市町村に変換する大変困難な作業を開始しました。私はこの作業のために、いかなる研究支援も受けていません。私は自分自身で行い、1 年近くかかりました。

一度 1936 年当時の住所を現代の市町村に変換してしまえば、日本全体の市町村レベルの部落の集中度(1936 年当時の)が分かりました。そして、私はこのデータを、ウェブサイト www.e-stat.go.jp(政府統計の総合窓口)などから取得できる膨大な量の他の市町村レベルの公共データと統合しました。

この新しいデータセットがあつてこそ、私は『Outcaste Politics and Organized Crime in Japan: The Effect of Terminating Ethnic Subsidies(日本の被差別民政策と組織的犯罪:同和対策事業終結の影響)』(*The Journal of Empirical Legal Studies*, 2018 年 3 月 15 巻 1 号 192-238 頁)を執筆(私の長年の共著者であるエリック・B・ラスムセン教授と共に)することができた。この論文の中で、我々は例えば 2002 年に同和地区に対する政府の補助が打ち切られたことの効果を検証しています。我々は補助の打ち切りにより、(a)最大級の同和地区を抱える市町村からの転出と、(b)それらの地域での地価の上昇が不釣り合いに起こっていることを見つけました。我々が推測するに、補助によって同和地区におけ

る犯罪組織に対する見返りが増えてしまったのではないのでしょうか。我々は、補助が終わったことで犯罪歴に対する見返りが減ったと考えています。我々は、若い男性の部落民がますます教育を受け続け、部落を離れ、社会の主流に合流することを選ぶようになったという仮説を立てています。

これはあきらかに、解放同盟も共産党も好まない結論でしょう。しかしこれは、1936年の全国部落調査を使った、経済学的(統計学的)分析のみによって可能な結論です。

4. 結論

私は、なぜ 1936 年全国部落調査の学術利用が学問にとって極めて重要であるのか明らかにされることを望みます。解放同盟と共産党は伝統的な部落がどこにあるか知っているが、彼らは完全な情報を彼らの強固な政治的、思想的偏向に逆らわない学者だけに提供すると考えられます。私自身のような主流の学者は、これらの情報を利用できないだけのことです。そして、この情報がなければ本格的な研究は不可能なのです。

言い換えれば、1936 年全国部落意調査は主流の学者に同和研究の道を開きます。そうすることで、解放同盟や共産党の思想的偏向を拒否する学者も研究が可能になるのです。1936 年全国部落調査の学術利用ができなければ、解放同盟と共産党の極端に左翼的な(そしてずさんなマルクス主義者の)偏向におもねる学者しか研究できません。1936 年全国部落調査の学術利用によってのみ、偏向しない学問が可能なのです。

— J・マーク・ラムザイヤー